

NPO 法人会計基準の作成理由及び導入時期

NPO 法の趣旨は「NPO 法人自らが十分な情報開示をすることで、市民が NPO 法人を応援することにあります。

しかしながら、NPO 法人は所轄庁の例示した書式で最小限の報告しかして来なかったため、法の趣旨は十分に達成されていません。特に、会計報告に関しては、NPO 法人の活動に適した会計基準が存在せず、各法人がそれぞれの会計書類を作成し所轄庁へ提出することで、公表に代えて来ました。

この結果、NPO 法人の公表した会計書類は形式や内容がまちまちで、他の NPO 法人と比較することもできず、会計書類間の数字の整合性さえ危ういものが多く存在しました。このような状況では、NPO 法人の活動実態を会計書類を通じて知ることはできません。

NPO 法人は、市民による公益的な活動を進める組織です。

市民からの資金やボランティアに支えられて活動しています。市民に活動実態を知ってもらうには、NPO 法人自らが積極的な情報開示を進める必要があります。

市民からの共感を得て、大きな信頼を寄せてもらうために、NPO 法人の統一した会計報告のルール、すなわちNPO法人会計基準を作る必要があったのです。

NPO 法人会計基準は、日本中の NPO 法人関係者が集まり、広く意見を聞いてオープンに作られています。ということは、NPO 法人会計基準は法律ではないので、採用が強制されるわけではありません。

ならば、NPO 法人会計基準会計基準を採用しなくてもいいのか？

いいえ、違います。

多くの NPO 法人が NPO 法人会計基準を採用することによって、はじめて自分たちの活動実態を適正に公表することができます。アカウンタビリティ(説明責任)を果たすための手段として、NPO 法人会計基準を採用することが非常に重要なのです。

NPO 法人会計基準を採用してこそ、市民の信頼と支援が得られる NPO 法人になることができるのです。

ですから、NPO 法人会計基準をいつから採用するかは、各法人で決めることになります。